

企画競争の手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成29年5月18日

支出負担行為担当官

国土技術政策総合研究所副所長 三宅 光一

1 業務概要

- (1) 業務名 ベトナム国における港湾の地盤改良基準作成に関する協力推進検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、平成26年3月に国土交通省とベトナム国交通運輸省との間で締結された「港湾施設の国家技術基準の策定に関する協力に係る覚書」に基づく協力を推進することを目的とし、ベトナムへの適用を想定した地盤改良に関する設計基準案の作成及び課題の取りまとめ、新しいベトナム国家港湾基準のカスタムメイドにおける重要課題等の包括的整理、基準案策定関係者による技術ワークショップの開催・運営を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月16日

2 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、次の資格を満たしていることを条件とする。また本業務については、複数者による共同提案も可とする。その際には、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が、以下の全ての要件に適合している必要がある。

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3) 物品製造等に係る平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を有する者であること。ただし、当該資格を有しない者であっても、企画提案書の提出の時までに当該資格を有していればよい。
- 4) 国土技術政策総合研究所副所長から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 配置予定現場代理人は、以下の資格のいずれかを有さなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設））
 - ・技術士（建設部門（港湾及び空港））
 - ・土木学会特別上級、上級又は1級
 - ・博士（工学）又はこれと同分野・同レベルと認められる学位
 - ・海洋・港湾構造物設計士
 - ・海洋・港湾構造物維持管理士
 - ・RCCM(港湾及び空港部門)
 - ・下記6)に掲げる同種又は類似業務について、受注者としての現場代理人又は現場代理人に相当する職務（照査技術者は除く）の経験
- 6) 企画競争参加者又は配置予定現場代理人は、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有さなければならない。ただし、再委託された業務実績は認めない。

同種業務：平成19年度以降に完了した、港湾施設の海外基準に関する業務、

又は港湾施設の設計法構築に関する検討業務
類似業務：平成19年度以降に完了した、港湾施設の基本設計に関する検討業務
但し、係留施設又は防波堤を対象としたものであること

3 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定現場代理人の技術者資格
- (2) 配置予定現場代理人又は参加表明者の同種又は類似業務実績
- (3) 企画提案書の内容
 - 1) 実施方針・業務フロー
 - 2) 特定テーマに関する企画提案

4 説明書の入手方法

(1) 入手期間

平成29年5月24日（水）17：00まで

(2) 担当者

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国土技術政策総合研究所 管理調整部管理課 調査係長 吉永 俊哉

TEL 046-844-5076 FAX 046-842-9265

電子メール ysk.nil-youdo-uketsuke@ml.mlit.go.jp

(3) 入手申込方法

担当者本人に対して、面会、郵送、電話、FAX、電子メールのうちのいずれかの方法で「入手申込」を行ってください（面会、電話以外の場合は、電話等で着信を確認してください）。

(4) 配布方法

直接手渡し、電子メール、郵送のうちのいずれかの方法によるものとします。

5 企画提案書の提出期限及び方法

(1) 提出期限

平成29年6月14日（水）17：00まで

(2) 提出先

上記4（2）に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールのうちのいずれかの方法によるものとします（持参の場合以外は、電話等で到着を確認してください）。

(4) その他

企画提案書に関するヒアリングは、平成29年6月16日（金）（時間は後日連絡）を予定しています。この予定については変更される場合があります。

6 説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問

- 1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）で、持参、郵送、FAX、電子メール（持参の場合以外は、電話等で到着を確認してください）のうちのいずれかの方法による

ものとしします。

2) 受付 上記4(2)に同じ。

3) 受付期間 平成29年6月13日(火) 12:00まで

(2) 回答

回答は、質問者に対して電子メール又はFAXにより行うほか、質問受付期間中は上記4(2)の場所において、閲覧に供します。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関係情報を入手するための照会窓口 4(2)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。